

【契約書別紙兼重要事項説明書】

1. 管理者

武井 伸江 連絡先 0551-22-1602

2. 通所介護の内容

営業日 月曜日～土曜日

サービス提供時間 午前 8:50 ～午後 15:15 （営業時間：8時30分～17時00分）

ご利用場所 山梨県韮崎市水神 1-10-6

ご利用可能設備等 食堂兼デイルーム、相談室、浴室（一般浴槽・リフト浴）、

送迎車：5台（車いす専用車両 1台含む）

サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、その他必要な介護を行います。

休業日 日曜日、5月3日～5日、8月13日～8月19日、12月29日～1月5日

第三者評価の実施状況 なし

○料金 ・デイサービス利用料

該当区分 1日あたりの利用料金 介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

（総合事業は1月あたり）利用時間 7～9時間

通所型独自サービス	利用料(自己負担額)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1月あたり負担額
	市町村の独自の金額	24	市町村の独自の金額

※令和6年6月1日より「介護職員等処遇改善加算Ⅱ9%」つけさせていただきます。

要介護区分	利用料 (自己負担額)	入浴加算	サービス提供体制加算Ⅲ	中重度ケア体制加算 (月～金)	科学的介護推進体制加算Ⅰ	1日あたり負担額
要介護1	678	40	6	45	40	809
要介護2	801	40	6	45	40	932
要介護3	925	40	6	45	40	1056
要介護4	1049	40	6	45	40	1180
要介護5	1172	40	6	45	40	1303

※令和6年6月1日より「介護職員等処遇改善加算Ⅱ9%」つけさせていただきます。

要介護区分	利用料(自己負担額)	入浴加算	サービス提供体制加算Ⅲ	中重度ケア体制加算 (月～金)	認知症加算 日常生活自立度Ⅲ以上の方のみ	科学的介護推進体制加算Ⅰ	1日あたり負担額
要介護1	678	40	6	45	0	40	809
要介護2	801	40	6	45	0	40	932
要介護3	925	40	6	45	60	40	1116
要介護4	1049	40	6	45	60	40	1240
要介護5	1172	40	6	45	60	40	1363

※令和6年6月1日より「介護職員等処遇改善加算Ⅱ9%」つけさせていただきます。

昼食・おやつ代 一日あたり600円（全額自己負担）です。

※その他、おむつ代（パット、紙おむつ）、にかかる費用などは自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 日あたりの利用料金を頂き、サービス提供明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者（居住地市町村）の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○キャンセル規程

お客様のご都合でサービスを中止する場合、ご利用日の当日午前 8 時 15 分までに必ずご連絡ください。

○健康上の理由による中止

①風邪、病気の際はサービス提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに、主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

令和 3 年 4 月より追加項目

1. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中カンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

2. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

感染症の予防及び蔓延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施。
- (2) その他感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

3. 虐待の防止のための措置

利用者の人権を擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

4. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発。
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備。
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置。

5. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講ずる。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

○相談、要望、苦情の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は生活相談員か下記の窓口までお申し出下さい。

サービス相談等窓口 電話番号 0551-22-1602 担当 武井 伸江
(受付時間 月曜日～土曜日9時30分～16時)

重要事項の説明を受け、利用者に際し同意いたします。

利用者氏名 _____ 印 _____

住所

家族氏名 _____ 印 _____

住所 続柄

説明者：地域密着型通所介護・総合事業らっく楽相談員 中込ゆかり